

## 1. 通学・通勤にあたって

- ・家を出る前に検温を実施し、体調不良の場合は外出を控えること。
- ・マスク着用は、屋内外問わず、個人の選択に委ねることとする。
- ・ただし、感染拡大防止対策として、マスクの着用が効果的である場面などについては、マスクの着用を推奨する。

<着用が効果的な場面> (厚生労働省 HP より抜粋)

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
- ・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車する時

## 2. 学内では

### 【共通項目】

- ・入館時、入口に設置されているアルコール消毒液を活用すること。
- ・体調が悪くなった場合は、医務室の指示を仰ぎ、帰宅すること。
- ・人と人との距離を確保するなど、密集、密接の場面をできる限り避けること。
- ・換気の悪い密閉空間においては定期的な換気を行うこと。

### 【学生】

- ・感染対策を要する場面やマスク着用を求められることも想定されるため、不織布マスクを持参しておくことが望ましい。
- ※必要な場合、学生課窓口もしくは医務室で受取が可能。

### 【教職員】

- ・学生に対し、マスク着用を強制しないことを基本とする。ただし、研究室やゼミナール等で「密」になると考えられる場合は、マスク着用の協力を求めることが出来ることとするが、学生が不利益を被る対応は行わないこと。
- ・状況に応じて、二酸化炭素濃度測定器を活用すること。

## 3. 授業に関して

- ・対面授業を基本とするが、ドアや窓の開放など定期的な換気を行うこと。

## 4. 課外活動に関して

- ・通常活動を認めるが、基本的な感染対策を継続すること。

## 5. 学外では

- ・事業者の判断による各種感染対策を求められた場合、それに従い、節度ある行動を心がけること。

## 6. 感染した場合及び感染の可能性がある場合の対応

- ・自身が陽性となった場合、同居人が陽性となった場合及び陽性者から感染の可能性がある場合と連絡を受けた場合、外出せずに以下に連絡すること。

<学生：学生課（011-852-9177） 教職員：総務人事課（011-852-9112）>

※本指針策定に伴い、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動ガイドライン」は廃止する。

<本件に関する問合せ先>

学務部学生課 宮澤・阿部